

常磐自動車道 山元地区工事用道路測量

特記仕様書

令和8年7月

東日本高速道路株式会社 東北支社

いわき工事事務所

第1章 総則	1
1-1 調査等概要	1
1-2 適用する共通仕様書	1
1-3 テクリスへの登録	2
1-4 履行期間	2
1-5 資料の貸与	3
1-6 部分使用	3
1-7 受注者相互の協力	3
1-8 発注者または監督員が行う協議	4
1-9 計画工程表	5
1-10 調査等打合簿の作成及び提出について	5
1-11 保安に関する事項	6
1-12 成果品	7
1-13 クマ対策に係る費用	7
1-14 熱中症対策に係る費用	8
第2章 業務細部に関する事項	9
2-1 地上レーザ測量	9
2-2 数値図化	10
2-3 打合せ	11
2-4 交通費・宿泊費	11
2-5 成果品	12
第3章 補足事項	13
3-1 遠隔立会	13
3-2 設計図書の変更及び追加が予想される内容	13

第 1 章 総則

1－1 調査等概要

1－1－1 調査等名 常磐自動車道 山元地区工事用道路測量

1－1－2 路線名 常磐自動車道

1－1－3 履行箇所 自) 福島県南相馬市原町区信田沢 (S T A. 3 2 2 + 5 0)
至) 福島県相馬市栗津 (S T A. 4 6 5 + 5 0)
自) 宮城県亘理郡山元町坂元 (S T A. 6 1 2 + 6 0)
至) 宮城県亘理郡山元町小平 (S T A. 6 9 8 + 6 0)

1－1－4 主な履行内容

地上レーザ測量	
地上レーザ測量 作業計画	1 式
地上レーザ測量	1 3 . 4 2 万 m ²
数値図化	
数値図化 現地調査	0 . 1 3 k m ²
数値図化 数値図化	0 . 1 3 k m ²
数値図化 数値編集	0 . 1 3 k m ²
数値図化 補測編集	0 . 1 3 k m ²
数値図化 数値地形図作成	0 . 1 3 k m ²

1－2 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和 8 年 7 月版とする。

1－3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1－12－4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 100 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式－2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 90 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 330 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
測量成果品	常磐自動車道 山元南 S I C ～ 山元 I C 間 路線測量	令和 9 年 1 月	電子成果品
	常磐自動車道 相馬南地区路線測量	令和 8 年 1 1 月	電子成果品
	常磐自動車道 鹿島地区路線測量	令和 9 年 1 月	電子成果品

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く。

1-6 部分使用

共通仕様書 1-36 「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
測量範囲 15 (STA654+80～STA660+40) 地上レーザ測量・数値図化データ	令和 9 年 5 月	別途実施する調査等業務で使用するため
測量範囲 16 (STA665+80～STA669+00) 地上レーザ測量・数値図化データ	令和 9 年 5 月	別途実施する調査等業務で使用するため

1-7 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
常磐自動車道 鹿島地区土質調査	2025 年 10 月 14 日～ 2026 年 10 月 8 日	応用地質(株)	当社	隣接施行
常磐自動車道 鹿島地区路線測量	2026 年 1 月 6 日～ 2026 年 12 月 1 日	(株)弘洋第一 コンサルタンツ	当社	隣接施行
常磐自動車道 相馬南地区路線測量	2025 年 11 月 29 日～ 2026 年 10 月 24 日	仙東技術(株)	当社	隣接施行
常磐自動車道 山元南 S I C ～ 山元 I C 間路線測量	2025 年 3 月 20 日～ 2026 年 12 月 9 日	(株)聖測コン サルタント	当社	隣接施行
常磐自動車道 山元南地区土質調査	2025 年 5 月 31 日～ 2026 年 10 月 22 日	大日本ダイ ヤコンサル タント(株)	当社	隣接施行

常磐自動車道 影倉橋他4橋橋梁 一般図作成	2025年12月6日～ 2027年5月29日	(株)片平新日本 技研	当社	隣接施行
常磐自動車道 山元南スマートＩＣ ～山元ＩＣ間道路 詳細設計	未定	未定	当社	隣接施行
常磐自動車道 山元南スマートＩＣ ～山元ＩＣ間土質 調査	未定	未定	当社	隣接施行
常磐自動車道 森のりんごばし他 1橋基本詳細設計	未定	未定	当社	隣接施行
常磐自動車道 影倉橋他2橋基本 詳細設計	未定	未定	当社	隣接施行

1－8 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1－16「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

・道路関係

区間	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
常磐自動車道 南相馬ＩＣ～相馬ＩＣ間	南相馬市	道路敷地内への立入	令和8年度下期
常磐自動車道 南相馬ＩＣ～相馬ＩＣ間	相馬市	道路敷地内への立入	令和8年度下期
常磐自動車道 山元南スマートＩＣ～ 山元ＩＣ間	山元町	道路敷地内への立入	令和8年度下期

・ 民地関係

区間	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
常磐自動車道 南相馬 I C～相馬 I C間	民地地権者	民地敷地内への立入	令和 8 年度下期
常磐自動車道 山元南スマート I C～ 山元 I C間	民地地権者	民地敷地内への立入	令和 8 年度下期

1－9 計画工程表

1－9－1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1－1 4－1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表(本特記仕様書様式一1)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1－5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書 1－7「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、及び共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種 別	項 目	備 考
測量	地上レーザ測量	
	数値図化	
	打合せ	
	報告書・成果品作成	

1－9－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1－4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－1 4－3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1－1 0 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内(休日等を除く)に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内(休日等を除く)に受注者へ返送するものとする。

1-1-1 保安に関する事項

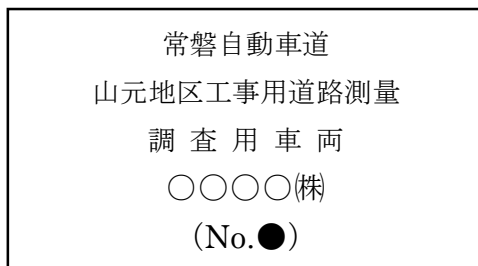
1-1-1-1 調査用車両の運行速度

一般道の人家連担地区等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1-1-1-2 調査用車両の区別

受注者は、調査に使用する車両と一般車両の区別をするため、標示板を設置するものとする。標示内容の詳細は以下の通りとする。

調査用車両標示板参考図



記載事項については、上から

- (1) 調査件名
- (2) 【調査用車両】の記載
- (3) 受注者名、()内は受注者車両の通し番号

- ・材質：耐水合板、強化プラスチック、布製又はラミネート加工した印刷物等
- ・寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法
- ・色彩：下地青色、文字黒文字
- ・字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

1-1-1-3 調査標示板等の設置

共通仕様書 1-3-7-1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において調査標示板等を設置するものとする。標示内容の詳細は以下の通りとする。

- (1) 調査内容 調査の内容等を標示するもの
- (2) 調査期間 実際の調査期間、調査終了日、調査時間帯等を標示するもの
- (3) 調査種別 調査種別を標示するもの
- (4) 調査主体 調査主体を標示するもの
- (5) 調査業者 調査業者及びその連絡先を標示するもの

1-1-1-4 保安に関する費用

本特記仕様書 1-1-1-2 「調査用車両の区別」、1-1-1-3 「調査標示板等の設置」に要する費用については諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-1-2 成果品

共通仕様書 1-4-5-1 「成果品」によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね30日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-1-3 クマ対策に係る費用

1-1-3-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-1-3-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-1-3-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

1-1-4 熱中症対策に係る費用

1-1-4-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

1-1-4-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発電機燃料等）は対象外とする。

1-1-4-3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

第2章 業務細部に関する事項

2-1 地上レーザ測量

2-1-1 定義

地上レーザ測量とは、地上レーザスキャナを用いて地形、地物等を計測し、取得したデータからオリジナルデータ等の三次元点群データ及び数値地形図データを作成する作業をいう。

なお、地上レーザ測量の作業条件は次のとおりとする。

(1) 作業量

番号	箇所	地域区分	数量（図化面積）	地図情報レベル
1	常磐自動車道 南相馬 I C～相馬 I C 間	耕地（平地）	1. 438 万 m^2	250
2	常磐自動車道 南相馬 I C～相馬 I C 間	耕地（低山地）	5. 209 万 m^2	250
3	常磐自動車道 山元南スマート I C～ 山元 I C 間	耕地（平地）	6. 777 万 m^2	250

(2) 縦横断データファイル作成：有

(3) その他

地上レーザ測量に用いる基準点等は、「常磐自動車道 鹿島地区路線測量」「常磐自動車道 相馬南地区路線測量」「常磐自動車道 山元南 S I C～山元 I C 間路線測量」にて設置した基準点等を用いるものとし、位置については別途指示する。また、別途新たに基準点等を設置する場合、費用については監督員と別途協議するものとする。

2-1-2 作業計画

規程等によるほか工程別に全体作業の計画を行うものとする。

2-1-3 標定点の設置

規程等に基づき、座標変換等により地上レーザスキャナに水平位置、標高及び方向を与えるための基準となる点（標定点）を設置する作業をいう。

2-1-4 計測及びオリジナルデータの作成

規程等に基づき、地上レーザスキャナを用いて地形、地物等を計測し、オリジナルデータを作成する作業をいう。

2-1-5 グラウンドデータ等の作成

(1) グラウンドデータ

グラウンドデータは、オリジナルデータのうち地表面の高さを示すデータのみを抽出したデータを標準とし、オリジナルデータからフィルタリングを行い作成するものとする。

(2) グリッドデータ

グリッドデータは、グラウンドデータから内挿補間により格子状の標高データを作成するものとする。

(3) 等高線データ

等高線データは、グラウンドデータ又はグラウンドデータを用いて作成したグリッドデータを用いて作成するものとする。

2-1-6 成果データファイルの作成

規程等に従って成果データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

2-1-7 地上レーザ測量の検測数量

地上レーザ測量の検測数量は、面積（ 万m^2 ）とする。

2-1-8 成果品一覧表

種別	名称	提出部数	摘要
地上レーザ測量	オリジナルデータファイル	2	
	その他の成果データファイル	2	
	観測図	2	
	精度管理表	2	
	品質評価表	2	
	メタデータ	2	
	その他の資料	1	

2-2 数値図化

2-2-1 定義

数値図化とは、規程等に従い地上レーザ測量で得られたオリジナルデータを用いて数値図化を行うものである。なお、地形図の図面縮尺は、主要な構造物等の詳細設計に必要な1/200とする。

契約書類に示す数値図化の種別と、その作業内容等は次のとおりとする。

(1) 現地調査

現地調査とは、地上レーザ測量で測量が困難な各種表現事項、名称、測量不良箇所等を、現地にて調査する作業をいう。

(2) 数値図化

数値図化とは、規程等に従い行う数値図化をいう。

数値図化の検測数量は、数値図化を行った面積（ km^2 ）とする。

(3) 数値編集

数値編集とは、規程等に従い行う数値編集をいう。

数値編集の検測数量は、数値編集を行った面積（ km^2 ）とする。

(4) 補測編集

補測編集とは、規程等に従い行う現地補測及び補測数値編集をいう。

現地補測・補測編集の検測数量は、現地補測・補測編集を行った面積（ km^2 ）とする。

（５）数値地形図データファイルの作成

数値地形図データファイルの作成とは、規程等に従い行う数値地形図データファイルの作成をいう。

数値地形図データファイルの作成の検測数量は、数値地形図データファイルの作成を行った面積（ km^2 ）とする。

２－２－２ 成果品一覧表

種別	名称	提出部数	摘要
数値図化	数値地形図データファイル	2	
	出力図	2	
	品質評価表	1	
	メタデータ	1	
	精度管理表	2	
	その他の資料	1	

２－３ 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め５回とする。当初の打合せは現地踏査に併せて行い、打合せの検測数量は１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社いわき工事事務所相馬分室（福島県相馬市）で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

２－４ 交通費・宿泊費

２－４－１ 交通費・宿泊費（外業）

交費・宿泊費（外業）とは、測量業務の外業に必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

２－４－２ 交通費・宿泊費（打合せ）

交費・宿泊費（打合せ）とは、測量業務に関する打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取

扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2－5 成果品

報告書の表紙は、黄土色（ダイニック アートベラム VC34 1／2）、黒文字製本とする。

第3章 補足事項

3-1 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書1-23「立会い及び検査」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

3-2 設計図書の変更及び追加が予想される内容

- （1）測量作業における踏み荒し補償費および草刈りの追加
- （2）工事計画の検討に伴う、測量範囲の変更及び追加

【様式-1】

(全体履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(実履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

[illegible][illegible][illegible][illegible]

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

作成上のポイント(記述内容が作成されるもの、共通仕様書及び特仕仕様書の記述を確かなるの上で作成すること)

- (1) 遵守する管理規程(履行期間の定め)を必ず記入することとする。
- (2) 関連する調査業務や作業と密接な関係にある事項は必ず指示の欄に「履行期間」を記入し、「履行期間」を明記することとする。
- (3) 協議事項や決定(結果)を「結果」に明示することとし、訂正・付帯事項・内容に関するものは「補足」欄で確認する。
- (4) 監査の時期や内容(結果)等を表裏に明示することとし、作業の進捗状況に合致した検査作業が実施されていることを確認する。

※ 上記の項目を記載しない場合は「なし」と記入するに同意者双方で共有し、適切な履行期間を確保することとして設計士に提示し、品質の確保を図ることとする。

なお、本書は計画の形でないであり、上記諸点を整理したこと、各業種の手次・改定に基づき利用することとする。

※作成時の留意事項

- ① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- ② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
- ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式－2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 常磐自動車道 山元地区工事用道路測量

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)